

【新設】（契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされているかどうかの判定単位）

59 の 3 (3) - 1 措置法第 59 条の 3 第 1 項第 1 号イに規定する「その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合」に該当するかどうかは、原則として、個々の特定特許権等（同条第 2 項第 2 号に規定する特定特許権等をいう。以下同じ。）に係る取引ごとに判定するのであるが、特定特許権等の譲渡又は貸付け（特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。以下同じ。）に係る契約において複数の特定特許権等が一括して譲渡又は貸付けの対象とされている場合（個々の特定特許権等の譲渡又は貸付けについて対価の額が算定されておらず、その一括して譲渡又は貸付けをした特定特許権等の対価の額が算定されている場合に限る。）には、その一括して対象とされている譲渡又は貸付けを一の取引として判定を行うこととして差し支えない。

（注） 本文に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合には、当該単位により同条第 1 項第 1 号に掲げる金額の計算を行うことに留意する。

【解説】

- 1 本制度による所得控除の計算の対象となる特許権譲渡等取引に係る所得の金額については、特許権譲渡等取引以外の取引とあわせて行った特許権譲渡等取引にあっては、「その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合」における特許権譲渡等取引に限って、その計算の基礎に含めることとされている（措法 59 の 3 ①イ）。
- 2 ここで、特許権譲渡等取引とは、基本的には個々の特定特許権等の譲渡又は貸付け（特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。以下同じ。）を指すものであるため、原則として、「その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合」に該当するかどうかについては、個々の取引ごとに判定するのであるが、複数の特定特許権等が同一の契約において一括して取引の対象とされる場合も考えられるところ、このような場合において、個々の特定特許権等の譲渡又は貸付けについて対価の額が算定されていないときは、その一括して取引の対象とされた特定特許権等の譲渡又は貸付けが一体として特許権譲渡等取引に係る所得の源泉となっても考えられ、また、本制度の適用に当たっては、当該契約における複数の特定特許権等の譲渡又は貸付けの対価の額の合計額が明らかとなっていれば、その複数の特定特許権等の譲渡又は貸付けを一体的な取引とみて所得控除の計算を行うことは可能であるものと考えられる。
- 3 そこで、本通達の本文において、このような場合には、一括して対象とされている譲渡又は貸付けを一の取引として「その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合」に該当するかの判定を行うこととして差し支えない旨を明らかにしている。すなわち、複数の特定特許権等と特定特許権等以外の特許権等が同一の契約において一括して取引の対象とされている場合については、その契

約における対価の額が、特定特許権等に係るものと特定特許権等以外の特許権等に係るものに区分されている限り、「その契約において特許権譲渡等取引の対価の額が明らかにされている場合」に該当するものとして、本制度による所得控除の計算の対象とすることができることとしている。

- 4 なお、本制度における特許権譲渡等取引に係る所得の金額については、原則として、特許権譲渡等取引ごとに計算することとされているが（措法 59 の 3 ①ーイ）、上記 3 の取扱いによる場合、一括して対象とされている譲渡又は貸付けを一の取引として、その取引に係る所得の金額を一括して計算することになる。

本通達の注書においては、このことを留意的に明らかにしている。